

各（都道府県
保健所設置市
特別区）衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

令和元年台風第19号に係る被害地域における感染症予防対策としての消毒及び害虫等対策の実施について

標記被害に際して、令和元年10月13日付事務連絡「令和元年台風第19号に係る被害地域における感染症予防対策について」（以下「事務連絡」という。）にて、感染症の発生及びまん延が懸念される場合の感染症予防対策として消毒及び害虫等対策（ねずみ族、昆虫等駆除）を円滑かつ適切に実施いただくようご連絡したところですが、実施に際して下記について留意いただきますようお願いいたします。

なお、今般の大雨により被災されていない地方公共団体におかれましても、今後の参考とされますよう本事務連絡を送付します。

また、食中毒対策については、別添のとおり、当省医薬・生活衛生局食品監視安全課から関係自治体宛て送付しているほか、災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策については、環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室が所管となるので、参考までにお知らせします。

記

（1）ポスター等の各種資料の使用について

事務連絡と併せて配布した衛生的な手洗いや浸水した家屋の消毒方法等の感染症対策に係るポスター等の各種資料については、自治体職員が避難所や浸水地域を巡回する機会における周知や、ホームページへの掲載、避難所における掲示等により、住民やボランティアの方々に対する周知等の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

また、事務連絡に添付した「一般家屋における洪水・浸水など水害時の衛生対策と消毒方法」のガイドンス（暫定版）（日本環境感染学会）については、家屋の清掃等に係る巡回指導の際に参考にしていただきますよう改めて申し添えます。

（2）消毒液や委託業者の人手の不足状況の把握及び調整について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく消毒及び害虫等対策の実施に際しては、貴管内の市町村とも相談をして、消毒液の在庫状況や委託業者の活動状況についても把握しつつ実施していただくようお願いいたします。また、消毒液や委託業者の人手について不足が生じる場合は、円滑かつ適切に実施できるように調整いただきますようよろしくお取り計らい願います。

（3）厚生労働省への連絡

上記（2）による調整がつかない場合は、厚生労働省健康局結核感染症課までご連絡いただきますようお願いいたします。